

# 日々鍛え抜いた消防操法技術を競う 第2回三好市消防操法競技大会



去る7月4日、吉野川運動公園グラウンドにおいて、第2回三好市消防操法競技大会が開催されました。ポンプ車操法の部には4チーム、小型ポンプ操法の部には12チームが出場し熱戦が繰り広げられました。

大雨の影響で1週間延期になったものの当日は晴天に恵まれ、選手は日頃の練習の成果を存分に発揮し、各チームの選手には競技終了後、惜しみない拍手が送られていました。

競技結果は次のとおりで、ポンプ車操法の優勝チーム、小型ポンプ操法の優勝、第2位の3チームが、7月18日には徳島市で開催された第27回徳島県消防操法競技大会に出場しました。その結果、小型ポンプ操法の部で、三野町消防団第10分団が見事優勝をしました。

選手とその周囲の皆さん、連日の練習ご苦労様でした。鍛え抜いた技術で、これからも私たちの暮らしを守ってください。よろしくお願いいたします。



県優勝した三野町消防団第10分団

- 三好市消防操法競技大会  
(上位入賞チームのみ掲載)
- ▽ポンプ車操法の部  
優勝 三野町消防団第3分団  
第2位 井川町消防団第2分団
- ▽小型ポンプ操法の部  
優勝 三野町消防団第8分団  
第2位 三野町消防団第10分団  
第3位 井川町消防団第6分団  
第4位 井川町消防団第7分団  
第5位 西祖谷消防団第2分団
- 徳島県消防操法競技大会  
第1班
- ▽ポンプ車操法の部  
第3位 三野町消防団第3分団
- ▽小型ポンプ操法の部  
優勝 三野町消防団第10分団  
第2位 三野町消防団第8分団

## 「佐野防災8」が国土交通大臣表彰

国土交通省が開催している「土砂災害防止全国集い」において、佐野小学校5・6年生「佐野防災8」が国土交通大臣表彰（土砂災害防止功労者）を受けました。

佐野防災8は、平成20年度から総合学習の時間に、校区内を歩いて危険箇所や避難路の調査、防災マップの作成などをしました。また、土砂災害の前兆現象などをまとめたパンフレットを作成して地域へ配布したり、地域の自主防災講習会で発表するなど、地域住民の防災意識向上などに貢献されたことが評価されました。

昨年からの学習に参加する6年生3人は「いろんな所を歩いて、人が住んでいない家や、道が狭い場所など危険な場所がわかった。地域の人からも、昔災害があつたことを聞いた。今後は避難グッズなど災害に備えて準備したい」と話していました。



## 山城町川口地区の皆様へ

「川口会館」が新しく災害時の避難所に指定されました。いざというときに慌てないためにも、避難場所を確認しておきましょう。



**川口会館**  
山城町末貞 798-1  
収容面積 100㎡  
収容人員 30人

お問い合わせ先  
三好市危機管理課  
(電話 72-7625)

# 三好市内の建造物が国の登録有形文化財に

文化審議会（西原鈴子会長）は、平成22年7月16日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、三好市の「旧川口郵便局局舎及び主屋」「百年蔵旧酒蔵」「百年蔵煙突」の3件を登録有形文化財とするよう川端達夫文部科学大臣に答申しました。

市内の登録有形文化財は、昨年登録された旧三野町役場庁舎を含め4件となります。

【旧川口郵便局舎及び主屋】  
所在地 山城町大川持  
明治38年建築・昭和54年一部改修  
南の洋館局舎と、北の和館主屋が一体となつている木造2階建て、洋館の寄棟屋根に切妻屋根がT字型に取り付いています。洋館は下見板張の白ペンキ塗りで、窓や軒回りには緑色の飾りが取り付けられています。和館には出格子などがあり、落ち着きのある外観

となっております。  
建築当時は約40人が働く、四国最大規模の特定郵便局でしたが、昭和57年に郵便局が移転し、現在、局舎部分は個人の写真スタジオとなつています。

【百年蔵旧酒蔵】  
所在地 池田町川崎  
大正11年建築・平成15年一部改修  
桁行30m・梁間9・9mの大規

模な木造2階建てで、広さは678㎡。切妻造棧瓦葺で、真壁造の漆喰仕上げとし、要所に窓を穿っています。

旧赤川酒造所が昭和37年まで約40年間にわたり酒造し、現在は地元の方が引き取り、ギャラリーや宿泊施設、地域の人々が集まる場として使用されています。

【百年蔵煙突】  
所在地 池田町川崎  
大正11年建築  
百年蔵旧酒蔵の北に位置するレンガ造の煙突で、基礎部分は90cm四方、上端は64cm、高さ9・6m、上に向かって細くなる構造となつています。煙突北面には、「義士心」と酒の銘柄名が記され、往時を偲ばせます。



上から、旧川口郵便局局舎及び主屋、百年蔵旧酒蔵、百年蔵煙突



お問い合わせ先  
三好市教育委員会文化財課  
(電話 72・3910)

## 私たちの大切な 地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します



へき地医療に従事していただける  
お医者さんを紹介ください

徳島県内では、東部に医師が集中し西部・南部は深刻な医師不足の状態、医師の偏在が顕著化しています。「三好市の医師数は徳島県全体の3・8%にすぎません」西部に位置する三好市では、先月号でもお伝えしましたとおり、平成16年度と平成21年度の医療機関数を比較しますと、病院が1件の減・診療所が5件の減となっており、医師不足が深刻な状況となっており、とりわけ山間部の医療資源が不足しており、高齢化の進む昨今、病気になる時、ケガをした時、急に倒れた時など、いかに充実した医療が受けられるかが課題です。

そして、それぞれの地域で楽しく安心して毎日の生活を送るためには、身近でお医者さんに診ていただけるようにする事が重要です。もしお医者さんがいなくなれば安心という部分が欠けてしまします。お医者さんは地域の財産

であると言っても過言ではありません。三好市の医療を支えてくださっているお医者さんに感謝するとともに、私たちは、私たち自身で充実した地域医療の確保に向けた努力をしていくことが、大切な事です。

医師不足が極めて深刻な三好市では徳島県同様にさまざまな支援策を検討しながら、三好市内で勤務していただけるお医者さんを探しています。市民の皆さまの知人・友人・ご親戚などで三好市内に勤務していただけるお医者さんをご紹介ください。(週に1回程度の診療をしていただけるお医者さんでもかまいません)

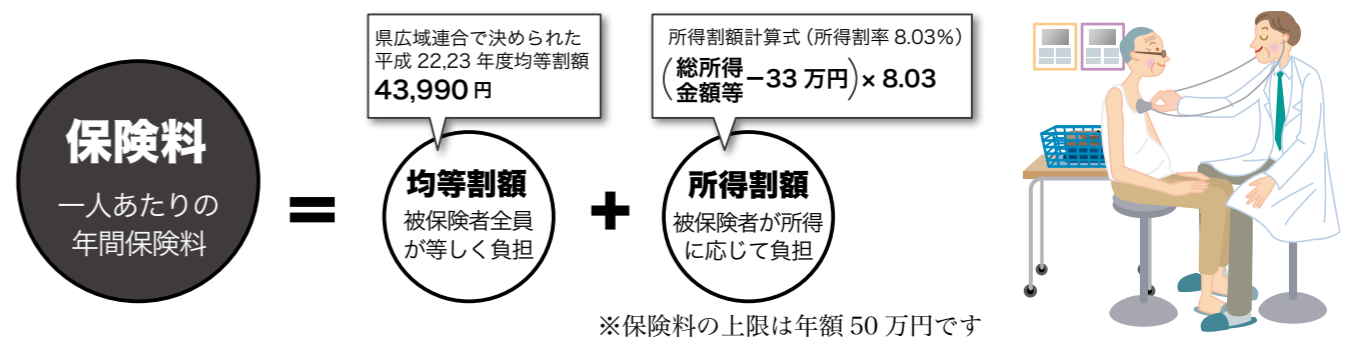
三好市の医療を確保・充実させるため、ぜひご協力をお願いします。

お問い合わせ先  
三好市 保険医療課  
電話 72・7613

## 後期高齢者医療制度 保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成22年度および平成23年度の保険料率(被保険者均等割額・所得割率)が決定しました。後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに納めていただく保険料が、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

### ● 保険料の計算方法



### ● 保険料の軽減

所得の低い方および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、保険料が軽減されます。

#### ■ 被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者所得額合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下	8.5割
被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないとき	9割
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)以下	5割
33万円+(35万円×被保険者数)以下	2割

#### ■ 所得割額の軽減

被保険者の基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減となります。

■ 被用者保険の被扶養者であった場合の軽減  
後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方は、均等割額が9割軽減、所得割額が負担なしとなります。

お問い合わせ先  
三好市 保険医療課 (電話 72-7613)

## コミュニケーション支援事業のご紹介

三好市では、聴覚または音声言語機能に障害がある方に対し、次の支援事業を実施しています。

### ● 手話通訳者設置事業

三好市役所長寿・障害福祉課に手話通訳者を配置し、窓口におけるコミュニケーションや、相談の支援を行っています。また、医療機関の受診、職場での打ち合わせ、学校での研修、講演会など、その他必要と認められる場合への手話通訳者の派遣も行っています。

### ● 要約筆記者派遣事業

三好市内に在住の方で、講演会等の要約筆記者を希望される方に、要約筆記者派遣事業を実施しています。

いずれの事業も原則、県内派遣で利用料は無料です。事業の利用を希望される方は、ご連絡・ご相談ください。



お問い合わせ先  
三好市 長寿・障害福祉課  
(電話 72-7610・FAX 72-7201)

## 災害時要援護者の登録

「さいがいじょうえんごしや」という言葉をご存知ですか。「災害時要援護者」には、風水害などの災害がおきた時に、何らかの手助けが必要な高齢者、障害のある方、乳幼児、外国人などがあげられます。三好市では、災害が発生したときに要援護者を支援する体制を整えるため、災害時要援護者の中で希望される方のみ、台帳に登録します。台帳には、要援護者の個人情報が記載されます。また、登録するためには、地域協力者(隣近所で支援していただける人)を原則としてご自分で見つけていただきます。

作成された台帳は、災害発生時の支援体制を整えるために活用します。登録を希望される方は、ご連絡・ご相談ください。

## 緊急通報装置

簡単なボタン操作だけで、急な病気の悪化など緊急事態を地域の協力者等に知らせることができる「緊急通報装置」を次のような方にお貸ししています。

**対象者:** 1人暮らしの虚弱高齢者で、市民税非課税の方(審査あり)

**利用料:** 初回のみ950円  
翌月から月額100円



お問い合わせ先  
三好市 長寿・障害福祉課、各総合支所  
(電話 72-7612・FAX 72-7201)